○国土交通省告示第千百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　村之谷

岐阜県揖斐郡久瀬村大字西津汲字突出二〇一番一地内四等三角点突出を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二五度〇〇分五一秒　一七三九・五二二メートルの地点　一号
標柱一号から四二度〇一分二五秒　四四・五四七メートルの地点　二号
標柱二号から三三度一二分〇四秒　八三・三五二メートルの地点　三号
標柱三号から四九度五七分三五秒　六一・二六九メートルの地点　四号
標柱四号から四一度四一分二二秒　一〇五・二八六メートルの地点　五号
標柱五号から六五度五四分三四秒　三六・五一三メートルの地点　六号
標柱六号から八三度三五分五一秒　六四・八二四メートルの地点　七号
標柱七号から四八度三九分三一秒　三〇・五四四メートルの地点　八号
標柱八号から九一度五〇分二三秒　一二〇・〇九三メートルの地点　九号
標柱九号から二六度二一分四八秒　五七・〇三五メートルの地点　十号
標柱十号から二九五度一三分四八秒　七・四二一メートルの地点　十一号
標柱十一号から二五度一三分四六秒　九七・五五五メートルの地点　十二号
標柱十二号から四度四七分三二秒　四七・五五五メートルの地点　十三号
標柱十三号から九二度〇二分四五秒　二五・三五六メートルの地点　十四号
標柱十四号から一六四度四六分二一秒　九二・七八〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から二〇五度一三分四八秒　八九・〇〇四メートルの地点　十六号
標柱十六号から二九五度一三分四六秒　三六・九四六メートルの地点　十七号
標柱十七号から二〇五度〇二分四一秒　四一・九九四メートルの地点　十八号
標柱十八号から二三三度〇七分一八秒　四六・五四〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から二七三度三〇分二一秒　七九・七五九メートルの地点　二十号
標柱二十号から二五九度四七分一二秒　一〇三・〇一八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二五三度〇三分二二秒　四〇・九八四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二一四度二一分〇四秒　四七・一一四メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二三一度二四分一九秒　五九・七五四メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二二二度二九分五二秒　三二・六〇五メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二〇八度五八分〇二秒　三七・〇八〇メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二二六度〇一分二〇秒　二〇・四五四メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二一三度五一分二〇秒　二七・九五九メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二二一度〇四分二四秒　四五・二二〇メートルの地点　二十九号

二　三倉大谷

岐阜県揖斐郡揖斐川町三倉字山道七四七番地内四等三角点三倉を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一三六度五三分五七秒　四四五・五四一メートルの地点　一号
標柱一号から二六五度五三分三一秒　三五・六六七メートルの地点　二号
標柱二号から一七九度三七分三九秒　一六・一五七メートルの地点　三号
標柱三号から二八四度四四分一一秒　四〇・三七四メートルの地点　四号
標柱四号から二二二度二四分〇六秒　九・三三八メートルの地点　五号
標柱五号から一四〇度四七分一〇秒　二〇・九八九メートルの地点　六号
標柱六号から一〇八度〇四分四七秒　二九・四五一メートルの地点　七号
標柱七号から一二七度〇〇分五一秒　四五・九三七メートルの地点　八号
標柱八号から一五七度四二分一三秒　七二・五七〇メートルの地点　九号
標柱九号から一五五度四七分一一秒　六九・三七七メートルの地点　十号
標柱十号から一九四度二九分四一秒　二三・三五〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から二二一度〇一分三九秒　三八・五四一メートルの地点　十二号
標柱十二号から三一九度四三分四四秒　三九・二二八メートルの地点　十三号
標柱十三号から三四三度三八分四四秒　一二一・四四一メートルの地点　十四号
標柱十四号から三二九度三五分一一秒　四二・九二七メートルの地点　十五号
標柱十五号から三〇二度四四分三二秒　六五・四一五メートルの地点　十六号
標柱十六号から三二三度三七分三〇秒　五〇・八八五メートルの地点　十七号

○関東地方整備局告示第三百七十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の八第一項の規定に違反して許可無く開発保全航路内に放置している船舶について、撤去を命ずべき者を確知することが出来ないため、同法第五十六条の四第二項及び第三項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第四項の規定により次の通り告示する。

平成二十七年十一月十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一、保管した船舶の形状及び数量

㈠　放置されていた場所

東京湾中央航路中ノ瀬二号ブイ付近

㈡　形状又は特徴

材質　ＦＲＰ（繊維強化プラスチック）

船長　６．１ｍ

船幅　１．４２ｍ

その他　船体の色は白。両舷に「金5」の記載あり。

㈢　数量　一隻

二、保管した船舶を撤去した日時

平成二十七年九月十二日午後一時四十五分

三、保管を開始した日時

平成二十七年九月十四日午前十時〇〇分

四、保管の場所

神奈川県川崎市川崎区白石町四―二

五、引取り方法

㈠　引取り期間及び時間

平成二十七年十月二十八日（水）から平成二十八年四月二十七日（水）までの日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除く）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時まで。但し、平成二十八年一月二十七日（水）までに工作物の引取りが無い場合には、港湾法第五十六条の四第五項又は第六項の規定に基づき、当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

標柱十七号から二七三度一九分二五秒　六六・七三二メートルの地点　十八号
標柱十八号から二八四度二五分一〇秒　四三・八〇九メートルの地点　十九号
標柱十九号から一二度〇一分五三秒　一一・八五六メートルの地点　二十号
標柱二十号から八三度五四分二〇秒　五九・二九九メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から六四度四二分三七秒　四九・五五九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から三三六度五五分一二秒　四八・五〇五メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から三四度三三分一一秒　一六・六九一メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一四一度五三分〇三秒　八八・一九〇メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一〇八度五七分三一秒　九一・八二二メートルの地点　二十六号